

# 公契約条例の全国動向について

2020 年度末時点における賃金条項の現段階

公益社団法人神奈川県地方自治研究センター 研究員 野口 鉄平

## はじめに

行政と民間事業者（企業・NPOなど）の間で締結する契約（以下、「公契約」）に関連する条例を制定した自治体は、管見の限りでは、2021年3月末時点で計67を数える。

本稿では、全国の自治体における公契約に関する条例の制定状況および直近1年間の動向、賃金条項の現段階について確認したい<sup>①</sup>。

## 1. 公契約条例と公契約基本条例

本稿では、公契約に関する条例のうち、公契約の下で働く者に支払われるべき賃金の最低額（以下、「下限額」）を規定する条項（以下、「賃金条項」）を含む条例を「公契約条例」、賃金条項を含まず、公契約のあり方を規定した条例を「公契約基本条例」（以下、「基本条例」）と定義する。2021年3月末までに全国各地の自治体で制定された67の条例を分類すると、公契約条例24、基本条例それぞれ43となっている。

## 2. 制定条例の傾向分析

公契約に関する条例を制定年別に整理し、制定条例数の推移をみたのが図表1である。2008年に基本条例、2009年に公契約条例が制

定されて以降、毎年条例が制定されている。公契約条例は2011年から2015年にかけて複数の自治体で制定され、近年は基本条例の制定が多くみられる。2020年4月から2021年3月末までの1年間に新たに条例を制定したのは5自治体で、いずれも基本条例であった。

次に、制定条例を地方別に整理したのが図表2である。関東地方および中部地方が20条例と最も多く、近畿地方が12条例、東北地方8条例と続いている。地方別に条例制定数の違いはあるが、全国各地で制定され、近年は関東地方と中部地方での制定数が多くなっている。公契約条例24条例のうち、約7割にあたる17条例が関東地方で制定されている。基本条例の制定が最も多いのは中部地方で、18条例が制定されている。

都道府県別にみると、東京都（12条例）、愛知県（11条例）、岐阜県、兵庫県（各5条例）、岩手県、神奈川県（各3条例）、秋田県、埼玉県、千葉県、長野県、三重県、京都府、奈良県、沖縄県（各2条例）、北海道、青森県、山形県、福島県、群馬県、石川県、静岡県、和歌山県、広島県、香川県、高知県、福岡県（各1条例）と25都道府県の自治体で条例が制定されている。直近1年間で制定された5自治体は、青森県、東京都、長野県、静岡県、岐阜県で各1自治体であった。

制定条例を自治体区分別に整理すると、都

図表 1 制定条例数の推移

制定年		公契約条例		基本条例	計
2008年			1	山形県	1
2009年	1	野田市			1
2010年	1	川崎市	1	江戸川区	2
2011年	2	多摩市、相模原市	※1	高知市	3
2012年	3	渋谷区、国分寺市、厚木市			3
2013年	2	足立区、直方市	2	前橋市、秋田市	4
2014年	※5	千代田区、三木市、草加市、高知市、世田谷区	4	長野県、奈良県、四日市市、大和郡山市	9
2015年	4	我孫子市、加西市、加東市、豊橋市	3	岐阜県、岩手県、京都市	7
2016年	1	越谷市	7	大垣市、加賀市、愛知県、丸亀市、尼崎市、旭川市、郡山市	8
2017年	1	目黒区	7	碧南市、湯浅町、花巻市、尾張旭市、由利本荘市、津市、高山市	8
2018年	2	日野市、豊川市	7	向日市、大府市、沖縄県、田原市、北上市、庄原市、丹波篠山市	9
2019年	1	新宿区	2	豊明市、岡崎市	3
2020年	1	杉並区	6	岐阜市、西尾市、東郷町、那覇市、八戸市、長野市	7
2021年	0		3	静岡県、飛騨市、葛飾区	3
合計	24		※44		※68

※2021年3月現在。高知市は2011年12月に基本条例を制定後、2014年9月の条例改正により公契約条例の内容となった。条例制定を基本条例、条例改正を公契約条例の集計に含めているため、集計上、基本条例の合計は44、全条例の合計は68となる（2021年3月末時点の基本条例の実数は計43、全条例の実数は計67）。

道府県8、政令市3、中核市12、市区42、町2となっている。条例分類別にみると、公契約条例が政令市2、中核市3、市区19、基本条例が都道府県8、政令市1、中核市9、市区23、町2となっており、都道府県および町村では公契約条例は未だ制定されていない。直近1年間で制定された5自治体は、都道府県1、中核市2、市区2であった。

### 3. 賃金条項の現段階

公契約条例においては、下限額を設定する規定のほか、それが適用される公契約の範囲、下限額の算定で勘案する基準、必要な手続き、

図表 2 地方別条例制定数

地方	公契約条例	基本条例	計
北海道	0	1	1
東北地方	0	8(2)	8(2)
関東地方	17(3)	3	20(3)
中部地方	2(1)	18(11)	20(12)
近畿地方	3	9(2)	12(2)
中国地方	0	1(1)	1(1)
四国地方	1	1	2
九州地方	1	2(2)	3(2)
合計	24(4)	43(18)	67(22)

※2021年3月末現在。括弧内は直近3年間（2018年以降）の条例制定数。

実効性を担保するための措置などが定められる。以下、賃金条項を含む24の公契約条例の

傾向と特徴について整理する。

### (1) 条例が適用される公契約の範囲

条例が適用される公契約の範囲について、一般に公共工事と業務委託、指定管理が適用対象となっている(図表3)。ただし、すべての事業に下限額が適用されるのではなく、各自治体が設定する一定の予定価格を上回る事業に限って適用されている<sup>②</sup>。

#### ①公共工事

下限額の適用対象となる公共工事については、最も低い新宿区で2000万円以上、最も高

い川崎市で6億円以上に設定されている。内訳は2000万円以上が1自治体、3000万円以上が1自治体、4000万円以上が1自治体、5000万円以上が7自治体、9000万円以上が1自治体、1億円以上が7自治体、1億4000万円以上が1自治体、1億5000万円以上が3自治体、1億8000万円以上が1自治体、6億円以上が1自治体である。

2021年度から適用範囲が変更されたのは千代田区のみで、1億5000万円以上から1億4000万円以上へと引き下げられた(2021年度から2025年度まで毎年1000万円ずつ引き下げられ、2025年度には1億円以上となる予定)。

図表3 公契約条例の適用範囲

自治体名	公共工事	業務委託	指定管理
野田市	4,000万円以上	※1,000万円以上	○
川崎市	6億円以上	※1,000万円以上	○
多摩市	5,000万円以上	※1,000万円以上	△
相模原市	1億円以上	※500万円以上	500万円以上
渋谷区	1億円以上	※1,000万円以上	△
国分寺市	9,000万円以上	※1,000万円以上	※1,000万円以上
厚木市	1億円以上	※1,000万円以上	△
足立区	1億8,000万円以上	※9,000万円以上	△
直方市	5,000万円以上	※1,000万円以上	※1,000万円以上
千代田区	1億4,000万円以上	※2,800万円以上	○
三木市	5,000万円以上	※1,000万円以上	1,000万円以上
草加市	1億5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上
高知市	1億5,000万円以上	※500万円以上	○
世田谷区	3,000万円以上	2,000万円以上	2,000万円以上
我孫子市	1億円以上	※2,000万円以上	2,000万円以上
加西市	5,000万円以上	※1,000万円以上	※1,000万円以上
加東市	1億円以上	※1,000万円以上	△
豊橋市	1億5,000万円以上	※1,000万円以上	◆1,000万円以上
越谷市	5,000万円以上	※1,000万円以上	1,000万円以上
目黒区	5,000万円以上	※1,000万円以上	△
日野市	1億円以上		
豊川市	総合評価入札および1億円以上	※1,000万円以上	◆1,000万円以上
新宿区	2,000万円以上	1,000万円以上	○
杉並区	5,000万円以上	※1,000万円以上	○

※2021年4月1日現在(公布年月日順)、自治体ウェブサイトの情報をもとに筆者作成。

※欄内の※印は表記の予定価格を上回る事業のうち、首長等または規則で定めるもの限り賃金条項を適用。

※指定管理欄内の△印は首長等または規則で定めるもの限り賃金条項を適用、◆印は表記の予定価格を上回る公募事業に限り適用。

## ②業務委託

業務委託においては、最も低い高知市で500万円以上、最も高い足立区では9,000万円以上が適用対象となっている。金額別にみると、500万円以上を対象とするのが2自治体、1000万円以上が17自治体、2000万円以上が2自治体、2800万円以上が1自治体、9000万円以上が1自治体となっている。

2021年度から適用範囲が変更されたのは千代田区のみで、3000万円以上から2800万円以上へと引き下げられた(2023年度から2400万円以上、2025年度以降は2000万円以上へと段階的に引き下げられる予定)。

草加市、世田谷区、新宿区の3自治体は一定金額を上回る業務委託すべてを適用対象としているが、それ以外の自治体は一定金額を上回る業務のうち、特定の業務に限って適用対象としている。下限額の適用対象とする業務を具体的にみると、施設清掃、給食調理、施設警備、受付案内、施設の管理運営、電話交換、廃棄物等収集・運搬、施設の設備機器の運転管理が5つ以上の自治体で挙げられている<sup>③</sup>。このほか、施設の設備機器の保守点検、駐車場管理、車両運行、街路樹の維持管理、剪定・雑草・資源物等の処分、廃棄物処理施設の運転管理、草花・樹木管理、給食運搬、人材派遣、データ入力が複数の自治体で挙げられ、医療事務、学校用務、相談支援、料金徴収、屋外清掃、コールセンター、外国語指導、食堂、ファミリー・サポート事業、移動図書館、プール開放、体育大会の運営なども対象とされている。このように、さまざまな業務が下限額の適用対象となっている。

## ③指定管理

指定管理については、①すべての指定管理協定を対象とする6自治体のほか、②一定金額以上の協定を対象とする6自治体、③金額を問わず、首長等が必要と認める施設のみを対象

とする6自治体、④一定金額以上の協定のうち、首長等が必要と認める施設のみを対象とする3自治体、⑤一定金額以上の公募により指定管理者を選定した施設の協定のみを対象とする2自治体がある。

## (2) 下限額の算定基準

下限額算定の際に勘案する基準は自治体によって異なり、いかなる基準を採用するかは多くの場合、条例、施行規則のいずれかに明示されている。

公共工事に関しては、すべての自治体で農林水産省および国土交通省が工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価(以下、「設計労務単価」)が採用されている。

業務委託および指定管理(以下、「業務委託等」)に関しては、地域別最低賃金(以下、「地域別最賃」)を基準とする自治体が15と最も多く、自治体職員の給与が8自治体、生活保護水準、当該業務の標準的賃金が各3自治体、建築保全業務労務単価、賃金構造基本統計調査、国民生活基礎調査が各1自治体で採用されているほか、その他の公的機関が定める基準などが6自治体で勘案されている。

## (3) 下限額の設定

### ①公共工事

2020年度の下限額をみると、公共工事においては設計労務単価<sup>④</sup>の77%から91%の金額が設定されている(図表4)。具体的には、91%を採用したのは川崎市の1自治体、90%は越谷市、草加市、足立区、渋谷区、新宿区、目黒区、多摩市、国分寺市、相模原市、厚木市、三木市、加西市、加東市の13自治体、88%は千代田区の1自治体、85%は野田市、世田谷区、日野市の3自治体、80%は我孫子市、豊橋市、高知市、直方市の4自治体、77%は豊川市の1自治体であった。

前年度よりも比率を引き上げた自治体は



75%から77%へ引き上げた豊川市のみである。同市では、条例制定当初、「事業者にとって無理のない範囲として、スムーズな条例施行のため」75%が採用された。同市の2020年度第1回公契約審議会において、対象工事の落札率および最賃の報告額、事業者アンケート結果、近隣自治体の動向を踏まえ、「下限額の引き上げは、地域の活性化、労働者の労働環境改善につながる」とし、「引き上げ割合は報告額を基準として、事業者に大きな負担とならない」77%への引き上げが市側から提案され、了承された<sup>(5)</sup>。

## ②業務委託・指定管理

業務委託等について、業種別・職種別に下限額を設定しているのは野田市、多摩市、国分寺市、足立区（指定管理協定のみ）、千代田区の5自治体で、2021年度から業種別・職種別下限額を新たに導入した自治体はなかった。上記5自治体の業種別・職種別下限額は図表5のとおりである。いずれの自治体においても新たな業種・職種別への下限額導入はなされていない。野田市では、下限額に地域別最賃の上昇率を反映する職種の一部、建築保全業務労務単価を基準とする職種の下限額が引き上げられた。

18自治体においては、職種等を問わず同一の金額が適用対象業務の従事労働者に適用されている。具体的にみると、世田谷区1,130(0)円、渋谷区1,122(+4)円、千代田区1,095(0)円※、足立区1,094(+34)円※、杉並区1,083円、目黒区1,070(0)円、相模原市1,059(0)円、川崎市1,056(0)円、新宿区1,050(0)円、多摩市1,046(0)円※、厚木市1,045(0)円、越谷市987(+2)円、草加市956(+2)円、豊橋市942(+1)円、三木市940(0)円、豊川市937(+1)円、我孫子市928(+1)円、加西市920(0)円、加東市920(0)円、直方市897(0)円、高知市

図表4 公共工事の下限額（2021年度）

下限額水準	自治体名
91%	川崎市
90%	越谷市、草加市、足立区、渋谷区、新宿区、杉並区、目黒区、多摩市、国分寺市、相模原市、厚木市、三木市、加西市、加東市
88%	千代田区
85%	野田市、世田谷区、日野市
80%	我孫子市、豊橋市、高知市、直方市
77%	豊川市

公共工事設計労務単価に対する比率。

851(+2)円となっている（いずれも2021年度、1時間あたり金額、括弧内は前年度比増減額、※は職種別下限額が未設定の職種に適用）。

2020年度と比較すると、平均2.9円の増額にとどまり、2020年度における対前年度比の増額（平均33.6円）との差は顕著である。最も増加したのは足立区の34円増<sup>(6)</sup>で、10円以上の増額が1自治体、1～4円の増額が7自治体、据え置きが12自治体であった。

下限額の増減率平均の推移をみると、2012年+0.7%、2013年+0.4%、2014年+0.6%、2015年+1.3%、2016年+1.3%、2017年+2.7%、2018年+2.9%、2019年+2.7%、2020年+3.4%、2021年+0.3%で推移しており、2021年の増加率は大幅に鈍化した。

2021年度の下限額を当該地域における地域別最賃（2020年10月改定）と比較すると、最も開きがあったのは世田谷区の117円で、渋谷区109円、足立区81円、杉並区70円、越谷市59円、目黒区、高知市各57円、直方市55円と、8自治体で50円以上の開きがあった（図表6）。一方、20円以下の開きしかない自治体は5自治体で、かりに年3%の地域別最賃の引き上げがなされた場合、これらの自治体においては下限額の改定までの間、地域別最賃が下限額となることが見込まれる。

図表5 業種別・職種別下限額（2021年度）

自治体名	職 種	下限額
野田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約</li> <li>・ 施設の設備又は機器の保守点検に関する契約</li> <li>・ 施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約</li> <li>・ 施設の電話交換、受付及び案内に関する契約</li> <li>・ 施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）</li> </ul>	<p>1,680 円(+20)</p> <p>1,680 円(+20)</p> <p>981 円 (+3)</p> <p>1,032 円 (0)</p> <p>1,240 円(+20)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務員補助</li> <li>・ プラント保安要員</li> <li>・ 中央操作員</li> <li>・ 重機オペレータ</li> <li>・ 計量業務員</li> <li>・ プラットホーム作業員</li> <li>・ 手選別作業員</li> <li>・ 手選別作業員（障がい者等）</li> <li>・ 清掃作業員</li> <li>・ 除草作業員</li> <li>・ 給食調理員</li> <li>・ 給食配膳員</li> <li>・ 給食配送員（運搬員）</li> <li>・ 給食設備管理員</li> </ul>	<p>981 円 (+3)</p> <p>1,660 円 (0)</p> <p>1,660 円 (0)</p> <p>1,660 円 (0)</p> <p>981 円 (+3)</p> <p>1,260 円(+20)</p> <p>988 円 (+3)</p> <p>地域別最賃額</p> <p>981 円 (+3)</p> <p>981 円 (+3)</p> <p>981 円 (+3)</p> <p>981 円 (+3)</p> <p>1,051 円 (0)</p> <p>1,680 円(+20)</p>
多摩市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園管理業務</li> <li>・ 施設の樹木管理業務</li> <li>・ 法面維持管理業務</li> <li>・ 街路樹の維持管理業務（街路樹等の補助作業員を除く）</li> <li>・ 下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く）（下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務）</li> <li>・ 可燃物等の収集運搬業務</li> <li>・ 学校給食センター調理等業務委託</li> <li>・ 学校給食配送業務委託</li> <li>・ 学校給食配膳業務委託</li> <li>・ 上記以外の業務・指定管理協定</li> </ul>	<p>1,053 円 (0)</p> <p>1,053 円 (0)</p> <p>1,053 円 (0)</p> <p>1,060 円 (0)</p> <p>1,328 円 (0)</p> <p>1,073 円 (0)</p> <p>1,080 円 (0)</p> <p>1,080 円 (0)</p> <p>1,050 円 (0)</p> <p>1,046 円 (0)</p>
国分寺市	施設の設備若しくは機器の運転又はそれらの管理に関する契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の保守点検</li> <li>・ 施設・設備の管理（運転等）</li> <li>・ 施設の管理（受付等（電話交換・自転車駐車場管理含む））</li> </ul> 施設の清掃に関する契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の清掃</li> </ul> 資源物等の収集及び運搬に関する契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ収集・運搬</li> </ul>	<p>1,047 円 (0)</p> <p>1,036 円 (0)</p> <p>1,036 円 (0)</p> <p>1,036 円 (0)</p> <p>1,036 円 (0)</p> <p>1,036 円 (0)</p>
足立区	公契約条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る下限額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有資格者の保育士</li> <li>・ 有資格者の保育士以外の職種</li> </ul>	<p>1,194 円(+34)</p> <p>1,094 円(+34)</p>
千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備員</li> <li>・ 保全管理員</li> <li>・ 清掃員</li> <li>・ 介護職</li> <li>・ 栄養士</li> <li>・ 保健師</li> <li>・ 看護師</li> <li>・ 上記以外</li> </ul>	<p>1,364 円 (0)</p> <p>1,826 円 (0)</p> <p>1,113 円 (0)</p> <p>1,103 円 (0)</p> <p>1,431 円 (0)</p> <p>1,471 円 (0)</p> <p>1,471 円 (0)</p> <p>1,095 円 (0)</p>

※括弧書きは前年度比の増減額。

#### 4. 下限額の動向と今後の課題

賃金条項を含む公契約条例が登場してから12年近くが経過した。この間、公共工事の下限額の算定基準となっている設計労務単価は、2012年度の約1.5倍の水準へ引き上げられた。また、業務委託等の下限額の主要な算定基準となっている最賃は、政府が全国加重平均で時給1000円を早期に達成する目標を掲げる中、2016年から2019年までの間、20円台半ば、約3%の最賃の引き上げが続き、かつて生じていた生活保護水準と最賃の「逆転現象」は解消された。こうした状況の変化がみられることも踏まえつつ、下限額に関するいくつかの論点を提示したい。

下限額の目的として、①公共サービスの品質確保、②貧困の防止、③ダンピング防止による健全な競争環境の構築が挙げられる。下限額の設定にあたっては、これら目的を達成するために実効性のある金額とする必要があるが、同時に「公正」な賃金として、社会的に許容されうるものでなければならない。

この点に関して、公共サービスの品質確保のために必要な資格や技能、地域相場などを考慮した上で設定される業種別・職種別下限額は、業種・職種に見合う賃金支払いを確保することで、公共サービスの品質確保が期待され、かつ、社会的公正を欠くダンピングを排除することで、健全な競争環境の構築に寄与するものであり、社会的に許容されうると考えられる。ただ、業種別・職種別下限額の設定の難しさや財政的制約から、その導入は一部にとどまっている。

一方、条例対象の業務委託等に適用される一律の下限額にはいくつかの論点が存在する。

第一に、行政がワーキングプアを生み出すこと自体が社会的公正を欠くといえるが、そもそも、一律の下限額の算定基準となってい

図表6 業務委託の下限額と地域別最低賃金の比較

自治体名	下限額	最賃	最賃比
世田谷区	1,130(0)	1,013(0)	+117
渋谷区	1,122(+4)	1,013(0)	+109
足立区	1,094(+34)	1,013(0)	+81
杉並区	1,083(-)	1,013(0)	+70
越谷市	987(+2)	928(+2)	+59
目黒区	1,070(0)	1,013(0)	+57
高知市	851(0)	792(+2)	+57
直方市	897(0)	842(+1)	+55
相模原市	1,059(0)	1,012(+1)	+47
川崎市	1,056(0)	1,012(+1)	+44
三木市	940(0)	900(+1)	+40
新宿区	1,050(0)	1,013(0)	+37
多摩市	1,046(0)	1,013(0)	+33
厚木市	1,045(0)	1,012(+1)	+33
草加市	956(+2)	928(+2)	+28
加西市	920(0)	900(+1)	+20
加東市	920(0)	900(+1)	+20
豊橋市	942(+1)	927(+1)	+15
豊川市	937(+1)	927(+1)	+10
我孫子市	928(+1)	925(+2)	+3

単位：円。下限額は2021年4月、地域別最低賃金は2020年10月改定後のもの。括弧内は前年比。

る生活保護や地域別最賃の水準が低いいため、下限額を以てしても、ワーキングプア問題を解消するには至らない<sup>7)</sup>。

第二に、一律の下限額は最賃と同水準にある賃金を引き上げる効果を有するが、下限額が適用されない同職種の労働者との間で賃金格差を生じさせるとの指摘もある。下限額の適用労働者を理由なく優遇するとすれば問題であるが、下限額の適用が公共サービスの品質確保に寄与し、住民の福祉向上に資するものであるならば、納税者の理解は得られよう。

第三に、下限額を引き上げる場合は、それに足る根拠が必要となるが、地域別最賃や自治体職員給料などに代わる明確な基準は存在せず、市場の賃金実態など諸要素を総合的に勘案の上、地域別最賃に若干の上乗せをする水準で下限額が設定されている現状がある。

こうした課題を抱える中、多摩市の公契約審議会では下限額の算定基準の見直しが検討課題に挙げられている<sup>(8)</sup>。また、野田市では賃金条項型の条例制定自治体間で連絡会等のネットワークを構築し、共同で国へ働きかけていくとともに、その中で職種別賃金の課題についても検討していく考えが示されており、今後の動向が注目される<sup>(9)</sup>。

最後に、2022年度に適用される業務委託等の下限額の行方に触れておきたい。2021年度に適用された下限額は、多くの自治体で前年度から据え置きもしくは微増となった。その背景には、新型コロナウイルス感染拡大の影響がある。具体的には、度重なる外出自粛や時短・休業要請などの影響により地域経済に大きな影響が及んだこと、各都道府県の地域別最賃が据え置きもしくは1円から3円の引き上げにとどまったことが挙げられよう。

新型コロナのワクチン接種は道半ばにあり、終息の見通しはなお不透明であるが、「骨太の方針 2021」原案には最賃の引き上げを示唆するような記述もみられる<sup>(10)</sup>。今年も最低賃金の引き上げ水準が来年度の下限額の水準に大きな影響を及ぼすと考えられ、その行方を注視していく必要がある。

#### 【注】

(1) 2019年度末時点における公契約条例の全国動向については、拙稿（「公契約条例の全国動向について—2019年度末時点における賃金条項の現段階」『自治研かながわ月報』2020年6月号、p.17-24）を参照。

(2) 公契約条例適用事業数をみると、たとえば、野田市の場合、2017年度は94件（工事35件、業務委託22件、指定管理37件）、2018年度79件（工事20件、業務委託22件、指定管理37件）、2019年度76件（工事19件、業務委託21件、指定管理36件）に条例が適用されている（2020年度第1回公契約審議会資料）。

(3) 自治体により対象契約の定義が異なるため、項目ごとの集計結果の掲載は見送った。

(4) 設計労務単価は9年連続で引き上げられており、全51職種の全国加重平均値は2021年度20,409円（昨年度比1.2%、2012年度比53.5%の伸び）となっている。

(5) 2020年度第1回豊川市公契約審議会資料5および議事録を参照。同審議会では、2%の引き上げ提案を受けて、委員から最終的な引き上げ目標に関する質問が出された。これに対し、同市は近隣の豊橋市が80%としていることを挙げ、「動向を見据えて検討していかないといけない」と回答した。

(6) 足立区では前年度の区臨時職員の時間単価を勘案し、翌年度の業務委託および指定管理の下限額が設定されているため、2019年度における区臨時職員の時間単価の引き上げが2021年度に適用される下限額に反映された。

(7) 2019年度の所定内労働時間は年間1542時間（毎月勤労統計調査、事業所規模5人以上）である。これに最低賃金の全国加重平均902円を乗じた場合、1,390,884円、下限額の平均1,002円を乗じた場合、1,545,084円となる。

(8) 2020年度第1回多摩市公契約審議会資料2「平成31（令和元）年度における課題の検討状況と令和2年度以降の検討の方向性」を参照。

(9) 2020年度第1回野田市公契約審議会会議録p.6-7を参照。

(10) 2021年6月9日開催の2021年度第8回経済財政諮問会議で示された「骨太の方針2021」原案には、最賃の引き上げを含む「賃上げを通じた経済の底上げ」が盛り込まれている。賃上げしやすい環境の整備に取り組みつつ、「感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」と記されている。